

特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた 工業製品製造業共通行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法

特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの実現に向けた工業製品製造業共通行動規範第8条に定める賃上げの水準・方法について、次のとおり定める。

製造業分野特定技能外国人の受入企業（以下「受入企業」という。）においては、従業員一人あたり給与支給額の対前年伸び率について大企業は3.0%以上、中小企業は1.5%以上の水準で引き上げに取り組むこととし、毎年、当該取組にかかる証拠書類を一般社団法人工業製品製造技能人材機構（以下「本法人」とする。）に提出する。

受入企業が上記の水準を満たせなかった場合、本法人は、下図に定める対応を受入企業に求めることとする。

生産性向上や国内人材確保の取組に係る確認

※毎年1月頃に証拠書類とともに提出を求める予定

【賃上げ最低基準】

従業員一人あたり給与支給額の対前年伸び率
大企業：3.0%、中小企業：1.5%

満たした場合

追加対応不要

満たせない場合

下記① + ②～⑤のうち2つ以上の状況を提出し、事務局の指導等も踏まえ、次年度の取組みにつなげる

① 事業場内最低賃金
地域別最低賃金 + 50 円以上

+

- 【2つ以上選択】
- ② 労働生産性の対前年伸び率の状況
 - ③ 当該年度の設備投資の状況
 - ④ 国内人材確保の取組の状況
 - ⑤ 特定技能外国人の定着・技能等向上の状況

繰り返し賃上げ最低基準を満たさず、改善が見られない場合

本法人からの除名等の措置